

I 生徒心得について

本校生徒は、東京都立桐ヶ丘高等学校の生徒として、また、地域社会の一員としての自覚をもち、社会に貢献できる資質を身に付け、常に自由(自己管理)と責任(自己責任)の意味について考え、良識ある行動がとれるよう心掛けましょう。

1 身だしなみ

学校は、多くの生徒・教職員と来客者が集まる場、そして、生徒が学習する場です。生徒一人ひとりの身だしなみは、桐ヶ丘高校の表れとして多くの人たちが観ています。生徒は、その身だしなみの在り方を理解して、服装、頭髪、化粧などを整えましょう。

(1) 服装 (制服着用を義務とする)

- ・シャツは白シャツとする。(白ポロシャツも着用可)
- ・ネクタイ・リボンは式典や公式な場では必ず着用する。
- ・サンダル・ハイヒールでの登校は禁止とする。
- ・4月と後期始業式から3月末までは、ブレザーを着用しなければならない。ただし、気温等の状況に応じて各自で調節すること。
- ・ブレザー着用期間ではない時の防寒着としては、白シャツまたは白ポロシャツの上に、ブレザー、ベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。
- ・ブレザー着用期間で、白シャツまたは白ポロシャツ着用の上に、ベスト、セーター、カーディガンを着用してもよい。ただし、ブレザーの着用を優先とする。
- ・ベスト、セーター、カーディガンの配色は単色とする。

制服着用 早見表

期間と制服	ブレザー	白シャツまたは 白ポロシャツ	ベスト	セーター	カーディガン	ネクタイ リボン
4月と後期始業式から 3月末まで(冬服)	◎	◎	▲ (ブレザー着用で可能)			○
5月1日から前期終業式 までの間(夏服)	○		△ (ブレザー着用無しでも可能)			
全期間で式典や公式の場	◎	◎ 白シャツのみ	▲ (ブレザー着用で可能) ※ベスト、セーター、カーディガンのみ			◎

◎着用、○：着用の選択可能、▲と△：条件付で着用可能

(2) 頭髪・化粧等

清潔感のある整った頭髪を心掛けましょう。派手な染髪・化粧・装身具は好ましくありません。

2 通学

- (1) 原動機付き自転車・自動二輪車・自動車による通学は、禁止です。(保護者以外と同乗しての通学も禁止です)
- (2) 自転車通学は、自転車保険に加入し、防犯登録された自転車に対して、届けをして許可します。自転車は、駐輪許可シールを貼り、決められた位置（駐輪場）に駐輪しましょう。※改正道路交通法の施行により、令和5年4月1日から自転車利用者のヘルメット着用が努力義務化されています。
- (3) 徒歩、自転車運転、バス・電車の利用、いずれの場合も、交通ルールや乗車マナーを守りましょう。特に、学校前の歩道は狭いので、マナーをもって通行しましょう。
- (4) 学校前の道路や諏訪神社前の大通りは、横断歩道を通して注意して横断しましょう。また、学校周辺の私道(諏訪神社の裏手など)は通学路として利用してはなりません。

3 校内の生活

学校での生活を通して、様々なマナーを身に付け、お互いに気持ちよく楽しい学校生活が送れるようにしましょう。

桐ヶ丘マナー10箇条【生活目標】

- 1 あいさつをする(あいさつは心のコミュニケーション)。
- 2 思いやりのある行動をとる。
- 3 時間を守る。
- 4 ゴミは分別して捨てる。
- 5 教室をきれいに保つ。
- 6 授業に集中する。
- 7 携帯電話やスマホの使用ルールとマナーを守る。
- 8 服装や頭髪等は、TPOを考える。
- 9 公共物を大切に使う。
- 10 学校の近隣に迷惑をかけない。

(1) 登下校

- ① 登校時刻は、各自によって、それぞれ異なります。始業時刻に余裕をもって自宅を出発しましょう。
- ② 最終下校時刻は、Ⅰ・Ⅱ部の生徒では18時30分、Ⅲ部の生徒では21時20分です。他部履修の授業への出席を除き、最終下校時刻を守りましょう。また、行事などによって、最終下校時刻が異なる場合があります。
- ③ 休業中の登校時刻は8時30分以降、下校時刻は18時30分です。部活動、補習補講面談などでそれ以外の時間に活動する場合は、顧問の先生、担当の先生の指示に従ってください。また、登校した生徒は登校者名簿（1階 経営企画室前）に登校時刻、下校時刻、登校理由を記入してください。

(2) 授業

本校は、みなさんが安心して授業に取り組むことができるよう、快適で安全な環境づくりに努力しています。自分だけでなく、みんなが快適で楽しい学校生活を送ることができるよう、授業中のマナーを守りましょう。

桐ヶ丘高校 授業の受け方 8箇条

1. 授業の始めと終わりの挨拶をしっかりする
2. 授業の準備は休み時間にする
3. 教室をきれいに保つ
4. 机の中にゴミを入れない
5. 授業に集中する
6. スマホ・携帯電話、イヤホン・ヘッドホンはしまう
7. 授業は学校指定の制服で受ける
8. 周りの人の迷惑になる発言や行動はしない

※チャイムと放送がありません。時間に対する自己管理が基本です。

(3) 飲食

- ① 授業や集会中の全ての場、そして特別教室を除いて、飲食可能です。
- ② 立ち食いや食べ歩きをせず、ゴミはしっかりと分別して始末しましょう。
- ③ カップ麺は、保健衛生上、好ましくないため、その持ち込みによる飲食を禁止します。
- ④ 校内では、自動販売機による飲み物を販売しています。
- ⑤ Ⅲ部の生徒は、給食を食堂で利用することができます。事前に代金を納入し期日までに予約することが必要です。食堂はⅢ部の生徒以外は立入禁止です。

(4) 環境美化

校内の公共物を大切に扱い、教室などの施設使用後は、次の使用者のために整理・整頓をして、ゴミがあれば校内のゴミ箱へ分別して始末しましょう。

(5) 施設・設備等の使用

校内の施設・設備等の使用ではマナーを守り、節電・節水などの省エネを心掛けましょう。

① ロッカーの使用

一人につき一つのロッカーを貸しています。シールを貼ったり、落書きをせず綺麗に使用しましょう（4月の始業式前にロッカーの移動を行います）。ロッカー使用では、各自で用意した頑丈な南京錠を付けることが必要です。ロッカーには、現金やその他の貴重品を入れてはいけません。

<貴重品の管理>

貴重品は、盗難防止のため、学校に持参しないようにしましょう。現金も含めてその持参がやむをえない場合、貴重品は、自己管理が原則です。ただし、体育や部活動時などでの貴重品の管理は、その授業・活動場所で行うことがあります。

② 更衣室の利用

更衣室は、体育や部活動時に利用しましょう。更衣室入り口の施錠をしませんので、荷物は、更衣室に放置せず、各自のロッカーで管理するか、現金や貴重品と同様に自己管理、または授業・活動場所での管理とします。

③ 教室の使用

昼休みと部間に教室は一般生徒の使用ができます。周囲に迷惑がかからないよう静かに使用しましょう。使用後に退出する時は、机や周辺を綺麗にして椅子を揃えて、窓の戸締まり・消灯・エアコンの電源切りをしっかりと行いましょう。

④ エレベーターの使用

エレベーターは許可制です。怪我等の理由でエレベーターの使用が必要な人には、エレベーター使用許可証を発行します。エレベーター使用の際は、エレベーター使用許可証を提示してください。

※場合により診断書の写しを添付してもらうことがあります。

⑤ 非常階段

非常階段は緊急時のみの使用とする。

4 校外の活動

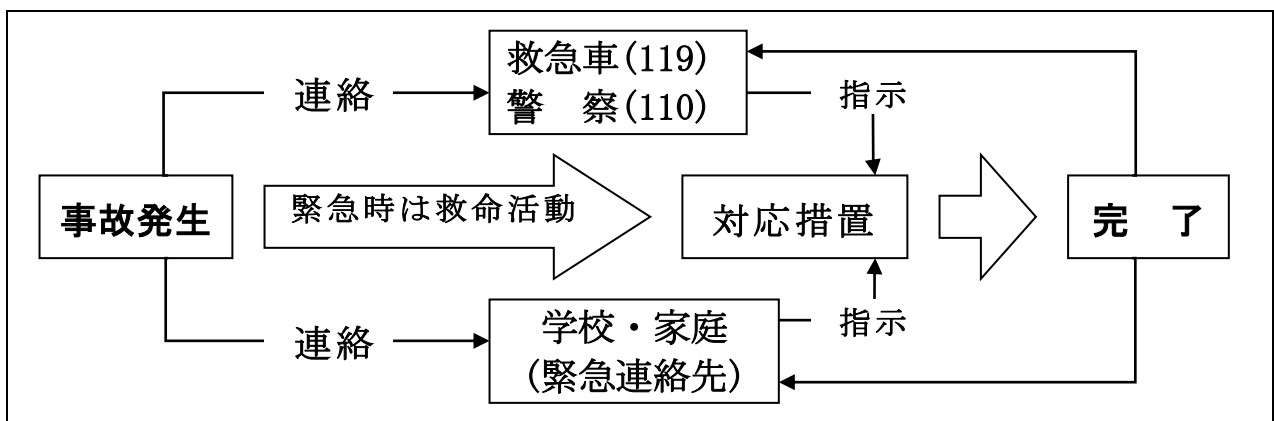
(1) 学校周辺について

校舎内外の出入りは、登下校時の他にも可能です。学校近隣の売店への買い物や公園の利用などで、学校周辺へ外出することは構いませんが、学校周辺の地域を大切に思い、一定のマナーをもって、学校周辺での活動をしましょう。本校は、地域とのつながりを大切にしています。団地の集会所前など、地域の方々が主に利用する場所には、立ち入らないように十分注意しましょう。

(2) 校外活動上の留意

学習や部活動等で、個人やグループ等で校外に出かけるときには、安全に配慮するとともに次の事項に留意しましょう。

- ① あらかじめ担任や顧問に連絡をとり、許可を得てから出かける。
- ② 礼儀、マナーに注意し、望ましい人間関係が作れるように心掛ける。
- ③ 訪問した相手の方には、礼状等の挨拶を忘れずに行う。
- ④ 万一、事故など緊急事態に遭遇したときは下図に従って、必要箇所に連絡する。



5 特別指導

問題行動を行った生徒に対して、深い反省が必要な場合に、特別指導委員会で立案した個別のプログラムを実施することにより、通常の学校活動から離れて、自己を見つめさせ、人としての在り方・生き方を考えさせながら、健全育成を図ります。学校長が申し渡す特別指導では、態度と姿勢、桐ヶ丘高校の生徒としての自覚を改めて考え、生徒心得の身だしなみを見直すことから始めます。

(1) 特別指導の対象

- ①生命に関わるもの ②人権に関わるもの ③法律及び社会規範に関わるもの

【具体的事例】

飲酒、喫煙、暴力行為、SNS・インターネットによる不適切な書き込み（誹謗中傷など）、器物破損、バイク・自動車通学(同乗も含む)、カンニング、窃盗、恐喝行為、暴走行為、薬物乱用、性的問題行動、いじめ、授業妨害、暴言、危険物の持ち込み 等

(2) 特別指導の規定

- ①原則として、無期限の登校指導とする。指導に当たっては、保護者、関係諸機関との積極的な連携を図り、より効果的な指導を行う。なお、次の場合は登校させず特別指導を実施する。
- (ア)他の生徒に悪影響を及ぼすなどの理由から、登校指導ができない場合。
 - (イ)登校指導では効果が望めない場合。
- ②指導対象生徒が性行不良で改善の見込みがないと認められる場合や、学校の秩序を乱し、生徒としての本分に反した場合などは、学校長の判断に基づき、退学・停学・訓告の処分を行うことがある。